

鳥取県優秀経営農林水産業者等表彰要領

昭和53年9月12日付発農政第152号
鳥取県農林水産部長通知

一部改正 平成20年6月27日付第200800047311号
一部改正 平成23年5月6日付第201100018952号
一部改正 平成23年5月11日付第201100024684号
一部改正 平成25年5月30日付第201300034917号
一部改正 平成28年2月23日付第201500163439号
一部改正 平成31年3月28日付第201800353080号
一部改正 令和4年3月28日付第202100318657号
最終改正 令和4年8月9日付第202200122342号

第1 目的

この要領は、鳥取県における農林水産業の発展並びに、その技術及び経営の改善意欲の高揚を図るため、鳥取県優秀経営農林水産業者等表彰行事において行う知事表彰（以下「表彰」という。）及び全国に向けて鳥取県農林水産業の名を高めた者に対する鳥取県農林水産特別栄誉賞・特別功労賞（以下「特別栄誉賞等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 表彰の対象者

表彰は次に掲げる者に対して行う。

なお、1、4及び5にあつては、農林水産業経営への夫婦の参画の状況が明らかであり、かつ、経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合は、夫婦を表彰の対象とすることができる。

また、4、5及び6にあつては、近年の農林水産業の課題（環境保全、有機農業、低コスト林業、新しい漁業経営等）に意欲的に取り組んでいる者及び組織についても、表彰の対象とすることができる。

1 優秀経営農林水産業者

農林水産業を営み、その経営が特に優秀と認められる者（個人及び法人を対象とする。ただし、優秀経営農林水産業者として表彰を受け、満3か年経過しない者を除く。）

2 農林水産業功労者

農林水産業の発展に多大の功績があつたと認められる者

3 優秀集落営農組織

農用地の利用調整等の活動に積極的に取り組み、その成果が優秀な地域農業集団及び農用地利用改善団体（以下「集落営農組織」という。）

4 未来を担う青年農林水産業者

農山漁村において、担い手又は補助者として意欲的に取り組んでいる者。

5 いきいき農林水産業者

活き活きと農林水産業及び農林水産加工品の開発・商品化等に取り組み、地域に貢献している者。

6 いきいき農林水産業組織

活き活きと農林水産業及び農林水産加工品の開発・商品化等に取り組み、地域に貢献している組織。

第3 表彰点数

表彰点数は、おおむね別表第1に定めるとおりとする。

第4 表彰対象者の推薦

1 優秀経営農林水産業者

- (1) 市町村長（漁業者にあつては、漁業協同組合長。以下同じ。）は候補者を選定し推薦書（様式第1号）に調書（様式第2号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、所管の地方事務所等の長（東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長および漁業者にあつては、水産振興局長。以下「地方事務所等の長」という。）に推薦する。
- (2) 地方事務所等の長は、市町村長から推薦された候補者に順位を付け、推薦書（様式第3号）に調書（様式第2号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて毎年知事が定める日までに知事に推薦する。
- (3) 別表第1に定める農林水産業関係団体の長は候補者を選定し、推薦書（様式第1号）に調書（様式第2号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

2 農林水産業功労者

- (1) 地方事務所等の長は、市町村長と協議の上、候補者（次号によるものを除く。）に順位を付け、推薦書（様式第4号）に調書（様式第5号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて毎年知事が定める日までに知事に推薦する。
- (2) 別表第1に定める農林水産業関係団体の長は、第5の2に該当する候補者を選定し、推薦書（様式第4号）に調書（様式第5号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

3 優秀集落営農組織

- (1) 市町村長は候補集落等を選定し、推薦書（様式第6号）に調書（様式第7号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、所管の地方事務所等の長に推薦する。
- (2) 地方事務所等の長は、市町村長から推薦された候補集落等に順位をつけ、推薦書（様式第6号）に調書（様式第7号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

4 未来を担う青年農林水産業者

地方事務所等の長は、市町村長と協議の上、候補者に順位を付け、推薦書（様式第8号）に調書（様式第9号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

5 いきいき農林水産業者

- (1) 市町村長は候補者を選定し推薦書（様式第10号）に調書（様式第11号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、所管の地方事務所等の長に推薦する。
- (2) 地方事務所等の長は、市町村長から推薦された候補者に順位を付け、推薦書（様式第10号）に調書（様式第11号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

6 いきいき農林水産業組織

- (1) 市町村長は候補組織を選定し推薦書（様式第12号）に調書（様式第13号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて、所管の地方事務所等の長に推薦する。
- (2) 地方事務所等の長は、市町村長から推薦された候補組織に順位を付け、推薦書（様式第12号）に調書（様式第13号）及び候補者の業績概要（別紙様式）を添えて毎年知事が定める日までに知事に推薦する。

第5 審査基準

1 優秀経営農林水産業者

次の(1)の要件を満たす農林水産業者で、(2)から(8)までの要件のうち最低5項目を満たすものとする。ただし、規模等は、別表第2に定める基準以上とする。

(1) 経営簿記、労働簿記又はこれに類する記帳と決算が行われ、生産性が高く、農林水産業所得が一定水準（鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針において目標とされている年間農業所得を目安とする。）以上であると認められること。

なお、農林水産業を営む法人にあつては、単年度の経常利益が黒字であること。

(2) 立地条件からみて、経営が合理性と安定性をもっていること。

(3) 経営が近代化、拡大化の方向をたどっていること。

(4) 生産基盤の整備、資本装備の投資がかなり行われ、その利用効率が高いこと。

(5) 土地利用及び労働力利用が合理的であること。

(6) 栽培技術、飼育技術その他の技術が優れていること。

(7) 労務管理、土地管理その他経営全体の管理について配慮されていること。

(8) 経営が計画性をもち、経営者の経営改善意欲が大きいこと。

2 農林水産業功労者

次のいずれかに該当すること。

(1) 永年にわたり農林水産業に従事し、農林水産業の改良発展に著しい功労があること。

(2) 農林水産業に係る主要団体等の役職に従事し、その功績が顕著であること。

3 優秀集落営農組織

(1) 組織等の活動内容及びその成果が優れ、波及効果の高いもので賞賛に値するものであること。

(2) 集团的土地利用調整活動等を通じて中核的担い手農家の育成、経営規模の拡大、農作業の効率化及び農用地利用度の向上等に積極的に取り組み、他の模範であること。

4 未来を担う青年農林水産業者

(1) 将来とも農林漁業を継続する見込みのある者で、45歳未満の者であること。

(2) 意欲的に新技術を導入するなど、自らの創意工夫を生かして農林漁業に取り組んでいる者又は近年の農林水産業の課題（環境保全、有機農業、低コスト林業、新しい漁業経営等）に意欲的に取り組んでいる者であること。

(3) 積極的に地域活動に参加していること。

5 いきいき農林水産業者

(1) 農林漁業に楽しく意欲的に取り組んでいる者又は近年の農林水産業の課題（環境保全、有機農業、低コスト林業、新しい漁業経営等）に意欲的に取り組んでいる者であること。

(2) 地域に貢献しており、他の地域への波及効果が期待できる者であること。

6 いきいき農林水産業組織

(1) 農林漁業に楽しく意欲的に取り組んでいる組織又は近年の農林水産業の課題（環境保全、有機農業、低コスト林業、新しい漁業経営等）に意欲的に取り組んでいる組織であること。

(2) 地域に貢献しており、他の地域への波及効果が期待できる組織であること。

第6 被表彰者の決定

1 知事は、第4により推薦のあった候補者について、知事の依頼した審査員により審査を行い、被表彰者を決定する。

- 2 表彰は、表彰状を授与するとともに、必要に応じ記念品を贈呈する。
- 3 優秀経営農林水産業者のうち、特に優秀と認められるものについては、農林水産大臣賞の交付を申請する。
- 4 農林水産大臣賞については、当該表彰部門における農林水産業経営への夫婦参画の状況が、次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあつては、夫婦連名で表彰することができる。
ただし、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞に限る。
 - (1) 家族経営協定を締結していること。
 - (2) 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が夫婦のおおむね5割に達していると確認できること。
 - (3) 農業改良普及所又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

第7 鳥取県農林水産特別栄誉賞・特別功労賞

(1) 特別栄誉賞の対象者

本県農林水産業の発展に極めて多大な功績があり、全国水準においても秀でた成果等をあげたと認められる者・団体。

(2) 特別功労賞の対象者

特別栄誉賞の受賞者の功績に関して、多大なる貢献があつたと認められる者・団体。

(3) 被表彰者の決定

特別栄誉賞等は、全国に向けて鳥取県農林水産業の名を高めたとして、知事が、表彰を適当と認めるものに対して行う。

(4) 表彰の方法

表彰は、第7(1)に規定するものには特別栄誉賞を、第7(2)に規定するものには特別功労賞を授与することとし、これを顕彰するため、表彰状を授与する。

別表第 1

鳥取県優秀経営農林水産業者等表彰点数 50点以内

- 1 優秀経営農林水産業者 20名以内
(第4の1の(3)関係)

推 薦 団 体	備 考
鳥取県産米改良協会 鳥取県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会鳥取県本部 西日本たばこ耕作組合 大山乳業農業協同組合 鳥取県畜産推進機構 鳥取県養鶏協会 鳥取県山林樹苗協同組合 鳥取県森林組合連合会 鳥取県椎茸生産組合連合会 鳥取県内水面漁業協同組合連合会	

- 2 農林水産業功労者 9名以内
 3 優秀集落営農組織 3集落営農組織以内
 4 未来を担う青年農林水産業者 8名以内
 5 いきいき農林水産業者 }
 6 いきいき農林水産業組織 } あわせて10名(組織)以内

別表第2

優秀経営農林水産業者の生産規模・経営規模等の最低基準

農産	園芸	畜産	蚕糸・特産	林産	水産
耕地1ヘクタール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園50アール以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 子取りめす豚 15頭以上の経営 採卵鶏 5,000羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数 60,000羽以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農作物に係わる施設園芸については50アール以上の経営 桑園 40アール以上の経営	林地 5ヘクタール以上の経営 苗ほ 50アール以上の経営 しいたけほだ木 6,000本以上の経営 若しくは 特用林産物の総生産額100万円以上の経営 素材生産 年間素材生産量 5,000立方メートル以上の経営	平年水揚げ高 300万円以上の漁業経営 ただし、養殖業については生産額500万円以上の経営

注：農林水産大臣賞候補の選定に当たっては、林産部門における年間素材生産量のみを基準とした経営者を除く。